

品川区私立幼稚園設置認可取扱要綱

制定 平成 15 年 10 月 2 日区長決定 要綱第 83 号

(趣旨)

第 1 条 私立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）の設置認可については、法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 幼稚園の名称は、東京都内の既存の幼稚園と同一または紛らわしいものであってはならない。

(設置者)

第 3 条 幼稚園の設置者は、原則として学校法人とする。ただし、人口急増地域等、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(適正配置等)

第 4 条 幼稚園は、教育上適切な位置にあり、かつ、その地域の幼児人口等から、当該幼稚園が他の幼稚園等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

2 幼稚園の規模は、幼児教育の見地から過大なものであってはならない。

(開設の時期)

第 5 条 幼稚園の開設は、原則として 4 月 1 日とする。

(施設および設備)

第 6 条 幼稚園に必要な施設および設備は、原則として設置者が所有権を有することを要する。

2 保育園および遊戯室の 1 室の面積は、次の各号に掲げる面積を標準とする。

(1) 保育室 53 平方メートル

(2) 遊戯室 100 平方メートル

(設置資金)

第 7 条 幼稚園の設置に必要な資金は、原則として設置者の自己資金とする。

(園長兼任)

第 8 条 園長が他の学校の校長等と兼ねる場合は、原則として 2 つを超えて兼任してはならない。